

令和5年12月1日12月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（23名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨	22番 杉 原 利 明
23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次	

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

19番 大 森 俊 和
-------------

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域振興部長 矢 野 美由紀
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 加 藤 伸 司
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教 育 長 迫 田 隆 範	教 育 次 長 宮 脇 有 子
君田支所長 影 山 敬 二	布野支所長 才 田 申 士
作木支所長 坂 田 保 彦	吉舎支所長 畑 中 幸 治
三良坂支所長 明 賀 克 博	三和支所長 細 美 寿 彦
甲奴支所長 秋 山 和 宏	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 濱 口 勉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 児 玉 隆	次 長 石 田 和 也
議 事 係 長 原 仁 彦	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（15日間）
第 2		教育民生常任委員長報告
第 3	報告第21号 報告第22号 報告第23号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 4	議案第106号 議案第107号 議案第108号 議案第109号 議案第110号 議案第111号 議案第112号 議案第113号 議案第114号 議案第115号 議案第116号	三次市遊休財産等利活用促進条例（案） 三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案） 三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案） 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） 三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止する条例（案） 三次市空家等対策の推進に関する条例（案）
第 5	議案第117号 議案第118号 議案第119号 議案第120号 議案第121号	指定管理者の指定について 工事請負契約の一部変更について 財産の無償譲渡及び無償貸付について 工事請負契約の締結について 工事請負契約の締結について
第 6	議案第122号 議案第123号 議案第124号 議案第125号	令和5年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案） 令和5年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案） 令和5年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案） 令和5年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）

	議案第126号 議案第127号	令和5年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案） 令和5年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）
第 7	議案第128号	令和5年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）
第 8	発議第11号	パレスチナ・ガザ地区情勢を憂慮し即時停戦と人道支援を求める意見書（案）

令和5年12月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和5年12月1日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	8
第 2		教育民生常任委員長報告	8
第 3	報 21	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	11
	報 22	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	11
	報 23	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	11
第 4	議 106	三次市遊休財産等利活用促進条例（案）	13
	議 107	三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	13
	議 108	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）	13
	議 109	三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）	13
	議 110	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）	13
	議 111	三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	13
	議 112	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	14
	議 113	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	14
	議 114	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	14
	議 115	三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）	14
	議 116	三次市空家等対策の推進に関する条例（案）	14
第 5	議 117	指定管理者の指定について	25
	議 118	工事請負契約の一部変更について	25
	議 119	財産の無償譲渡及び無償貸付について	25
	議 120	工事請負契約の締結について	25
	議 121	工事請負契約の締結について	25
第 6	議 122	令和5年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）	27
	議 123	令和5年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）	27
	議 124	令和5年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）	27

	議 125	令和5年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案) …… 27
	議 126	令和5年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案) …… 28
	議 127	令和5年度三次市下水道事業会計補正予算(第1号)(案) …… 28
第 7	議 128	令和5年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案) …… 30
第 8	発 11	パレスチナ・ガザ地区情勢を憂慮し即時停戦と人道支援を求め る意見書(案) …… 35



~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日から令和5年12月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は23人であります。

これより令和5年12月三次市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、藤井議員及び弓掛議員を指名いたします。

この際、御報告をいたします。本日の会議の欠席者として、大森議員から一身上の都合により欠席する旨、届出がありました。

以上で報告を終わります。

ここで、福岡市長から発言したい旨、申出がございましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

本会議に先立ちまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、JR芸備線に係る再構築協議会について申し上げます。

現在、国において、備後庄原駅から備中神代駅までの区間における再構築協議会の設置に向けた準備が進められており、広島、岡山両県と庄原市、新見市の2県2市が再構築協議会に参加することを国へ回答されています。この回答において、広島県が「広域的な観点から、芸備線と沿線地域の活性化を含めた幅広い議論をされるべき」との意見を添えられたことを受け、昨日、国から本市に対して、再構築協議会に関する意見聴取の通知がありました。

この意見聴取では、再構築協議会への本市の参加の可否のほか、再構築協議会の組織等に関する意見について12月15日までに回答することになっています。広島県の意見は理解できることであり、今後、本市の見解を整理して回答していきたいと考えています。

次に、君田温泉につきまして申し上げます。

君田温泉は、本年10月から営業を休止し、現在、清算人により清算業務を行っています。営業休止以降、市内外からたくさんの早期再開を願う声を頂いています。君田温泉は本市の貴重な観光資源であり、本市の観光振興、地域振興につなげていく魅力ある施設として利活用していく必要があると考えています。早期再開に向けて、今後は、時代に即した柔軟な発想で多様なニーズに即応できる経営ノウハウを有した民間事業者により、創意工夫を凝らした施設の有効かつ効果的な事業運営を継続していくことで君田温泉を持続的に発展できるものと考え、本日から公募により民間事業者の募集を行うこととしました。

公募に当たりましては、君田温泉施設に隣接する市有の3施設のほか、当温泉施設の駐車場を兼ねている県有施設である道の駅の維持管理につきましても、温泉施設と一体的な運営管理

により相乗効果が発揮されるものと考えられることから、温泉施設と市有施設、道の駅の管理業務を併せて公募することといたしております。引き続き、本市の宝である君田温泉の早期再開に向けて全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様を始め、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今定例会におきましては、報告3件、議案23件を御提案させていただいております。議員の皆様におかれましては、よろしく審議いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

○議長（山村恵美子君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 教育民生常任委員長報告

○議長（山村恵美子君） 日程第2、教育民生常任委員長報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 保実 治君 登壇〕

○教育民生常任委員長（保実 治君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長報告をいたします。

教育民生常任委員会は、健康推進施策について閉会中の継続審査を開催し、带状疱疹の現状について調査研究しましたので、その要旨を報告いたします。

带状疱疹患者は高齢者に多いとされており、高齢化が進んでいる本市においては患者の増加が懸念されること、また、報道等で带状疱疹について取り上げられる機会が増えたことにより市民の関心が高まっていることから、調査が必要な事案として、これまで3回の委員会を開催し、令和5年10月26日開催の委員会には、専門家として地域の医療機関から医師を招き、聞き取り及び意見交換を行いました。

带状疱疹は、発疹や水ぶくれといった皮膚症状だけでなく、痛みやかゆみを伴う疾患で、感覚神経のある部位であればどこにでも発症する可能性があること、日本では50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、一度発症しても再び带状疱疹を発症する可能性がある。また、治療が長引くケースや、治癒してもなお神経痛などの後遺症が残る場合が多く、現れる部位によっては、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、

目や耳に障害が残ることもあると言われ、生活の質の低下につながることも懸念される。

带状疱疹の発症予防としてはワクチン接種が有効とされており、特に不活化ワクチンの持続期間は約9年と言われ、带状疱疹の罹患による健康被害を未然に防止する観点から特に有効であるといった説明が医師からありました。しかしながら、ワクチン接種は全額自己負担の任意接種であることから、数千円から数万円の費用がかかってしまうこと、特に効果や持続・安全性が高い不活化ワクチンは2回の接種が必要で、1回の接種費用が2万2,000円程度と高額であることから、ワクチン接種を断念するケースもあるとの説明もありました。

各委員からは、带状疱疹に罹患する方も带状疱疹ワクチン接種を希望される方も増加傾向にあると推測されるが、自己負担が高額のためにワクチン接種を諦める方が多数いるのではないかと、带状疱疹患者が増加することが懸念される中で助成制度が必要ではないかと、また、带状疱疹は治療が遅れると後遺症として神経痛が残る場合があるので、できるだけ早く治療を開始することが大切であり、予防や治療に関する情報を周知することが重要であることなどの意見が出されました。

高齢化が進んでいる本市において、带状疱疹患者の増加が懸念されている今、接種費用の助成により带状疱疹ワクチン接種の促進を図り、带状疱疹への罹患による深刻な健康被害を未然に防止していくことが必要になっています。よって、国に対し早期に带状疱疹ワクチン助成制度を創設すること、また、市に対しても独自の带状疱疹ワクチンの助成制度を創設することを全員一致をもって要望するべきであるとの結論に至りました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） ただいまの委員長報告に対して2点ほど質問させていただきますが、報告書の末尾に、「国に対して早期に带状疱疹ワクチンの助成制度を創設すること、また、市に対しても独自の带状疱疹ワクチンの助成制度を創設することを全員一致をもって要望するべきであるとの結論に達しました」とありますが、今定例会において教育民生常任委員会から発議の予定があります带状疱疹ワクチン助成制度の創設は国のみへの要望となっておりますが、この文書の市の要望との関係、委員会においてどのように議論がされたのか。このたびの議員発議で出される意見書に対しては国へだけへの要望ですが、この文面は市へも併せて要望するとあります。その辺の委員会での議論がどうであったのかということと、もう一点、市に対して独自の助成制度の創設も議員全員一致をもって要望ということで記載されておりますけども、これは議会の議員全員という意味なのか、常任委員会の委員全員なのか。恐らく前段の議員全員という具合に私は理解したんですけども、その考え方でいいのかどうか。

以上、2点お願いします。

（教育民生常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実委員長。

○教育民生常任委員長（保実 治君） お答えいたします。

この案件は国のほうへも意見書として出します。そして、市のほうへも要望として出すようにしておりますが、これは国へ出して、それまでに、国の法整備ができるまでに市として独自の助成制度ができないかということで両方へ出すということです。

そして、もう一個は何やったかな。

○議長（山村恵美子君） 市に対する要望としては、全員か、委員会か。

○教育民生常任委員長（保実 治君） 全員一致と私は報告いたしましたが、これについては委員会の全員の一致でございます。

以上です。

○議長（山村恵美子君） ほかにございませんか。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 2点ほどお伺いしたいと思いますけども、私の身近な者にも帯状疱疹、家族もなったということで、理解はするところでございます、委員会の取組に敬意を表したいというふうに思っております。委員会の審査の中で、「50代から発症率が高くなって、80歳までに3人に1人が発症すると言われております」と報告されておりますが、実際に三次市で何件ぐらい罹患されているのかというのがもし分かれば、1年間の間、あるいは1か月でもということが調査されたのかどうかということと、2点目としては、これは非常に難しいと思いますけども、帯状疱疹に罹患された場合には、早く発見して治療すれば安くて済むであろうと思うんですが、少し発見が遅れると非常に長い間治療の期間があると。あるいはまた、10年以上も神経的に痛いというような状況があつて、どのぐらい費用がかかるかというのが非常に難しいと思うんですが、大体どのぐらいかかっているんだろうかということは調査されたのかどうかということをお伺いしたいというふうに思います。

（教育民生常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実委員長。

○教育民生常任委員長（保実 治君） お答えいたします。

この罹患者の数は分かっておりません。ただ、これは高齢者が増えとるということで、推測ですが、患者が増えてくるのではないかと。実際、私も5月になりまして、いまだに痛みが引いておりません。

それと、医療費については、担当部署が分かっておらないということがありました。

以上です。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 私もちよつと調査をしたんですけども、レセプト点検、国保の場合だけでございますけども、調査をして、担当部署では分からないんだそうでございますが、特許を持ったところでレセプト点検を全部集めて、1か月に帯状疱疹が何件、レセプト何枚で、全体

的な費用が何円ぐらいというのは出るそうでございますので、ぜひとも要望するときにそういうのを付け加えて要望されれば、より説得力があるんじゃないだろうかというふうに思っております。

また、今、国のほうでも、皮膚科とか、あるいは内科、整形外科等々でもそういう調査をされて取り組んでいらっしゃるということでございますので、国の意見書に対しては非常に有効であろうというふうに思っております。

以上でございます。答弁はよろしいです。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。それでは、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております教育民生常任委員長報告は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第21号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第22号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第23号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（山村恵美子君） 日程第3、報告第21号から報告第23号専決処分の報告についてまでの報告3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました報告第21号から報告第23号までの報告3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第21号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和5年6月30日に、三次市廻神町3253番地先、市道西酒屋仁賀線の路上で発生した穴ぼこによる車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第22号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和5年6月25日に、三次市吉舎町丸田224番地2、三次市立八幡小学校グラウンド内で発生した消防車両による車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

最後に、報告第23号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和5年7月27日に、三次市布野町上布野2060番地、布野水泳プールの駐車場で

発生した、プールに設置していた看板が強風で飛ばされたことによる車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告3件につきまして御報告申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（24番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 小田議員。

○24番（小田伸次君） 2つほどお願いします。

まず、報告第21号のところですけども、この穴ぼこについては情報提供があったところなのか、なかったところなのかということがまず1点。

そして、報告第23号ですけども、この件は分かりますけども、この件を受けて、やはり市が管理しなければいけない施設の中で、こういった、今頃、異常気象でありますので、看板等々に対してのチェックを入れるように指示をされたかどうか。

この2点をお願いします。

（建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 加藤建設部長。

○建設部長（加藤伸司君） 報告第21号の専決処分についてお答えします。

この現場についての情報提供というのはございませんでした。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田総務部長。

○総務部長（桑田秀剛君） 報告第23号、布野のプールで発生した事故の発生の後に、庁内全所属に対しまして、日常点検の徹底、また指定管理者へ確認をするよう周知をしたところでございます。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

○18番（保実 治君） 報告第23号の件ですが、この看板はプールに設置していた看板とありますが、この看板はプールのどこへ設置してあったものかお伺いいたします。

（地域振興部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 矢野地域振興部長。

○地域振興部長（矢野美由紀君） この看板は、プールのドアを開けた通路の壁に設置をしてありました。通常でありましたらドアが閉まっておるところなんですけれども、ちょうど送迎にいられてドアが開いていたところに、今の雷雨等があつて強風が吹いたということで、それで外れております。この看板につきましては、もともとひもで2点止めということで、フックに引っかけたような状態でありました。通常、引っ張らなければ外れないものですが、今のような

強風ということで飛んでいって、今回のような損害を与えたというようなことになっております。その後、この看板につきましては、新たに硬質プラスチック板ということで作成をし直しまして、プールの壁のほうに飛ばないようにということで、4点、4か所のビス止めをして、そのような対策をしております。

(18番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 保実議員。

○18番(保実 治君) ですから、建物の中、室内にあった看板ということでしょうけど、ここは維持管理ということで前に質問したことがあります、年に一度の草刈りをしていると。建物の中とか建物に関しては年に一度しか管理をしてないという意味に取っていいんでしょうか。

それと、看板は外につけるのが普通じゃないかと思うんですが、どんなものの中に看板をかけているというんでしょうか。

(布野支所長 才田申士君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 才田布野支所長。

○布野支所長(才田申士君) 施設の管理についてお答えします。

以前も保実議員御質問いただきましたけど、外の駐車場等の草刈り等は年2回の管理をしておりますが、施設については、利用期間は毎日温度測定等をしたり、職員が行って、水温とか気温を測定して、その管理をしております。その際にも、そういった施設のもの、風でテントとかを飛ばされないとか、そういったことを管理しておりますし、今、どんなものかというふうに言われたんですが、これはプールの心得ということで、利用される皆さんがどういった心得を持ってプールを利用していただくかというのを作ったものでありまして、それを室内に掲げておりましたが、プールの全面に見えるということで、プールの壁面から、プールの水面から見えるような位置に設置をして、4か所で飛ばないように変更・修繕したところでございます。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告3件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第106号 三次市遊休財産等利活用促進条例(案)

議案第107号 三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第108号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)

議案第109号 三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)

議案第110号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)

議案第111号 三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第 1 1 2 号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第 1 1 3 号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第 1 1 4 号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第 1 1 5 号 三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第 1 1 6 号 三次市空家等対策の推進に関する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第 4、議案第106号三次市遊休財産等利活用促進条例（案）から議案第116号三次市空家等対策の推進に関する条例（案）までの議案11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第106号から議案第116号までの議案11件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第106号三次市遊休財産等利活用促進条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、市が所有する普通財産のうち、遊休化が懸念される財産を取得して事業を行う者に対し奨励措置等を講ずることにより、遊休財産等の利活用と健全な行財政運営の推進を図るため条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、遊休財産等を利用して行う事業であって、産業振興、定住促進、社会福祉の増進、その他地域の活性化等に寄与する事業を実施する者に対し、譲渡に当たり、時価の2分の1を上限とする減額等の奨励措置を講じようとするものであります。

次に、議案第107号三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、法律施行規則の改正に伴い、条例内で引用している条項の改正をしようとするものであります。

次に、議案第108号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、令和5年人事院勧告及び国家公務員給与制度改正等に伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、職員の給料表の改定、期末手当、勤勉手当の支給月数の改定、在宅勤務等

手当の導入などを行おうとするものであります。

次に、議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、社会経済情勢の変化に的確に対応し、より効果的・効率的に事業を推進することで市民サービスの向上につなげていくため、三次市行政組織条例ほか5条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、支所部を新設し、支所の体制の見直しをするもの。また、新たな重点課題へ迅速かつ機動的に対応するため、「地域振興部」を「地域共創部」に改め、教育委員会の再編に伴う関連条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第110号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、出産被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額の減額規定の新設等をしようとするものであります。

次に、議案第111号三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例及び三次市小規模多機能施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、グループホームかわち及びかわち小規模多機能施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例ほか1条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、各条例からグループホームかわち及びかわち小規模多機能施設の名称及び位置を削る等の改正をしようとするものであります。

次に、議案第112号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたこと等に伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、こども家庭庁が設置され、保育の所管が厚生労働省から内閣府に移管したことに伴う条項の改正等をしようとするものであります。

次に、議案第113号三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたこと等に伴い、関係条例である三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、基準の改正に伴い、条例内で引用している条項の改正等をしようとするものであります。

次に、議案第114号三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、入所希望者が増加した放課後児童クラブの教室を増設するため、関係条例である三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、十日市放課後児童クラブ及び三良坂放課後児童クラブにそれぞれ1支援教室を増設しようとするものであります。

次に、議案第115号三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市立甲奴中学校寄宿舎について、施設の老朽化及び利用人数の減少に伴い、関係条例である三次市立中学校寄宿舎設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

最後に、議案第116号三次市空家等対策の推進に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市空家等対策の推進に関する条例の全部を改正しようとするものであります。

その内容は、法律を補完する形の条例に全部改正するとともに、空家等への緊急安全措置等を規定しようとするものであります。

以上、議案11件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 黒木議員。

○15番（黒木靖治君） 議案第108号からお尋ねいたします。

市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）でございますが、給与改定ということで、①の給与月額の上上げということで、この年代ごとの平均金額を教えてくださいと思います。また、②についても、平均金額が幾らか。会計年度職員についても幾らか。

それと、（2）の在宅勤務等手当がありますが、この在宅を一定期間以上継続して、1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務した職員に月額3,000円支給とありますが、例えば、出勤しないのに通勤手当はどのようにされるのか、カットされるのかどうかというのをお聞きします。

以上です。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田部長。

○総務部長（桑田秀剛君） 給料月額の平均の改定でございますけれども、行政職につきましては月額3,240円の改定となっております。また、期末勤勉手当の平均につきましては4万9,850円

となっております。

会計年度につきましては、給料月額が7,400円の改定で、期末部分だけを出しておりませんが、年の平均では10万7,490円となっております。

また、在宅勤務手当につきましては、在宅勤務手当の対象となった場合につきましては、通勤手当については減額となっております。10日を超えて在宅勤務する場合、通勤手当が半額になるよう規則で規定するよう計画をしております。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

○12番（藤岡一弘君） それでは、議案第106号と議案第109号から質問をさせていただきます。

まず、議案第106号三次市遊休財産等利活用促進条例（案）についてなんですけれども、こちらにつきましては、遊休施設の減額の譲渡または貸付けという事業でございますが、こちらは、先ほど説明いただきました（4）のところで、利活用調査に関わる減額貸付けというところがございます。こちらを読ませていただきますと、「市において遊休施設の利活用の調査または検討、そのほか市長が必要と認めるときは、普通財産の無償貸付または減額貸付をすることができる」というふうに記載がございます。「そのほか市長が必要と認めるとき」というのはどういった状況を想定されているのかということについて、まず1点質問させていただければと思います。

また、議案第109号三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）についてですが、こちらから2点ほど質問させていただければと思います。

こちらにつきましては、11月20日の全員協議会において御説明をしていただきました。支所部を北部と南部というふうに2か所設置するということであるんですけれども、北部につきましては布野支所に一旦配置と、南部につきましては三良坂支所に配置というところで御説明を頂いております。もちろん支所部の部長さんがずっと布野支所であったり三良坂支所におられるというわけではないということではあるんですけれども、布野、三良坂に設置する理由について、地理的条件というふうに全員協議会では御説明を頂きました。南部におきまして地理的条件を考えたときに、吉舎支所が中心部にあって便利ではないかなというふうに思いまして、なぜ南部におきまして三良坂なのかということについて質問させていただきたいと思います。

もう一点、今回、教育委員会におきましては、教育部を設置し、さらに、これまで2つの課と4つの係があったものを3つの課と5つの係を設置するというところでございますが、係も増えることで重点的な取組もできるというふうに思いまして、私も賛同するところではございますが、職員の人数について全員協議会でも質問をさせていただきましたが、加配といいますか、増加させる予定ではないというところで、係は増えるんですけれども人数が増えないという点で、どうしても職員さんの負担が増えたり、そういったところも想定される部分ではあります。そのように、係は増えるんですけれども人数は加配のところをされないというところは、どのような理由であったり、どのような協議がされたのかについて質問させていただきたいと思

ます。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

○総務部長(桑田秀剛君) 議案第106号三次市遊休財産等利活用促進条例(案)の利活用に関する部分の御質問についてお答えします。

この利活用調査に係る減額貸付けでございますけれども、基本的には、民間のほうにお試しで使っていただきまして、実際の集客性でありますとか採算性を確認してもらい、そういう期間を設けるための調査のための貸付けとなっております。その中で、「その他市長が必要と認める場合」とございますけれども、基本的には、原則はこういった、その後に購入するか、そこに店出されるかどうかの調査というところが原則でございますけれども、そのほか、民間の方にこちらから、ここで仮店舗のような形で店出していただくとか、幅広い活用も考えられますので、そういったところには柔軟に対応できるようにしていきたいと思っております。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 笹岡経営企画部長。

○経営企画部長(笹岡潔史君) 議案第109号の南部担当部長を三良坂支所を本拠にという点ですが、おっしゃっていただいたように、南部、三和、三良坂、吉舎、甲奴の所管の中から、地勢的な面を考えて、今、三良坂支所を本拠というふうに考えております。全員協議会でも御説明させていただきましたように、担当部長のほうは既にその支所へ常勤、常にいるということではありまして、所管の支所のほうをそれぞれ移動して、支所の統括というふうな職務に当たるように考えております。

それから、教育部の組織変更についての御質問を頂きましたが、人員の配置につきましては、今後、全体の人員の状況を見て配置を考えていくということです。

○議長(山村恵美子君) 人数的に増やさないということに対してはどうかという質問だったと思います。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 笹岡部長。

○経営企画部長(笹岡潔史君) 個別の部署の人員の配置につきましては、全体の配置を今後見て、6年度の人員の配置ということで今後の検討をさせていただくということです。

○議長(山村恵美子君) 増減に関してはあり得るということですか。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 笹岡部長。

○経営企画部長(笹岡潔史君) 増も含めて検討させていただきます。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

○12番(藤岡一弘君) 議案第109号の1つ目の質問のところ、なぜ三良坂支所かということ

ろで、ちょっとまだぴんときてないんですけれども、もちろん南部の全体を回られるというところで、私がお伝えしたかったのは、地理的条件を考えたときに、三和支所にも三良坂支所にも吉舎支所にも、そして甲奴支所にもという全体の地理的条件を考えたら、中心部は吉舎じゃないかなというふうに思ったんです。実際、グーグルマップでも移動距離を考えてみたら、吉舎のほうが一番ふさわしいのではないかなというふうには思ったんですけども、そこについては、まずは一旦、三良坂に置いて、そこを中心に活動をしていくという方針ということによりよいでしょうか。改めて。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 笹岡部長。

○経営企画部長(笹岡潔史君) 今おっしゃられましたように、特に三和支所とほかの3地域との距離感というのもあるかと思いますが、おっしゃっていただいたように、真ん中の位置といえば三良坂か吉舎ということで、事務スペースなんかも全体的に考えて、三良坂のほうを本拠というふうに今想定をしておるところです。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

○13番(横光春市君) 議案第115号でございますが、甲奴中学校の寄宿舎を廃止するというところだろうというふうに思いますけども、廃止後の寄宿舎、これは解体予定か、あるいは何か他の活用方法があるのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

また、議案第116号の空家等対策の推進に関する条例でございますが、第6条第3項のただし書でございます。「所有者等を確知することができないとき、又は所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない」と書いてございますが、所有者というのは固定資産税を出していらっしゃるの、その通知ができるんじゃないかなというふうな理解をするんですが、それはどういうことを想定されるのか。

また、第4項の「市長は、緊急安全措置を講じたときは、その費用の全部又は一部を当該空家等の所有者等に請求することができる」とされておりますけども、費用の全部というのは理解できますけども、当然であろうと思うんですが、一部の請求というのは公費で何を負担するんだろうかというふうな思いがあるんですが、その一部とはどのようなことを想定されているのかということをお伺いしたいと思います。

(教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇教育次長。

○教育次長(宮脇有子君) 議案第115号の中学校の寄宿舎の後でございますけれども、老朽化ということで処分をさせていただく予定としております。その後は駐車場等での活用を考えております。

(建設部長 加藤伸司君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 加藤建設部長。

○建設部長（加藤伸司君） 議案第116号三次市空家等対策の推進に関する条例（案）についての御質問です。

所有者は大体のところは把握できることが多いかと思うんですが、例えば市外に住まれているとか、身内の関係者がおられないといったようなことも多々ありますので。

もう一つ、緊急安全措置をした場合の費用についての全部か一部かということでございますけど、基本的には職員での対応で軽微なものを想定しておりますので、基本は全部でございますけども、その費用の一部ということは内容によって判断をしていくということで、特定して一部をとすることはございません。

以上です。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

○11番（新田真一君） 議案第109号から質問させていただきます。

より効果的・効率的にという文言がございますけど、この間、全員協議会の資料に支所部の新設について御説明がありました。北部、南部にそれぞれ部長を置くと。そのことによって本庁・支所間の連携を図るとあります。本庁、支所と各支所の重要課題は、今は支所長が責任を持って本庁と連携を取られているだろうと。あえて本庁との連携を図ることを3つの支所なり4つの支所なりまとめなければ連携が十分取れないといったような、これを置くための根拠があるんでしょうか。

もう一つ、支所間の連携を図ると記されていますが、例えば北部3村が連携して取り組むというようなことも、基本は、今なら支所長が各支所で連絡、責任を持って取り組んでいるということだろうと思うんです。だけど、それを1人においてまとめていくほうがより効果的・効果的だと。支所間の連携を図ることですね。そのために部長を置くということになると、今の時代の流れにおいて、今のままじゃ連携が足らん、不十分だ、だから部長を置くといったような何か理由があるんでしょうか。そこら、お答えください。

（経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 笹岡部長。

○経営企画部長（笹岡潔史君） 今回の支所の配置の見直しにつきましては、支所の窓口におきまず取扱件数とか全体的な業務量を勘案いたしまして、全ての支所に部長級の支所長を配置すべきかどうかというところを検討したところでございます。今の全員協議会の資料にございます「北部と南部にそれぞれ担当部長を置き、本庁・支所間の連携を図る」というところにつきましては、現在も支所長が本庁での部長会議に出席をし、連携を取っているところですが、次の体制におきまして、それぞれ担当部長を通じて連携を取っていくということで書かせていただいております。

それから、支所間の連携の部分ですが、ここは、それぞれ支所の地域での課題とか、それから、連携してやったほうがいい行事とかございましたときに、担当部長が中心になってそれぞ

れの所管の支所間の調整をして業務を行うということで、「それぞれの支所間の連携」という言葉を使わせていただいております。

(11番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

○11番(新田真一君) 今でも支所長が担当課・部なりと連携をしているということだったんですけど、そうでしょうか。それを部長職を置いてするのはなぜですかと。支所長じゃどうもうまくいかんという理由があるのかどうかを問うたんです。今でも本庁と支所長が責任を持って連携をされているんでしょう。それをまとめてここに部長を置いて連携を取るというふうに記されているというのはなぜかというのを聞きたい。だから、ちょっと言い方は悪いですけど、今の支所長だけじゃどうも十分連携を取れちゃおらんと。だから3つまとめて責任者を置いて責任を取らすんだといったようなことがあるんですかという問いです。

もう一個は、支所間の連携。今、行事などは今でも支所長が連携、調整を図っているというお答えでしたけど、それをその役目として部長を置かれるわけでしょう。だから、今の、例えば3つの支所間のいろんなことを進める上じゃ、支所長同士の調整じゃ不十分だと。だから部長を置くということなんですかと。じゃ、何が不十分なんですかというのが問いだったんですけど、いま一度お願いします。

(経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 笹岡部長。

○経営企画部長(笹岡潔史君) 今回の見直しは、支所の業務量を勘案しまして、7つの支所に今の現在の支所長と支所次長という管理職を2人置くべきかどうかというところを考えております。業務量等を勘案しまして課長級の支所長にするということで、なおかつ課長級の支所長になった場合の本庁との連携ということで、担当の部長を配置しようという案にさせていただいております。

あわせて、変更後、課長級の支所長になった場合、それぞれを統括する担当の部長の下でそれぞれの支所間の連携を深めていくという、そういう組織の構成体制にしたいと考えているところです。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新家議員。

○23番(新家良和君) 議案第106号と第115号についてお伺いいたします。

議案第106号の三次市遊休財産等利活用促進条例(案)について、まず第5条で減額譲渡、貸付けの項目がございますけども、2分の1を上限としてそれぞれ譲渡、貸付けをするということですけども、この2分の1を上限ということは、当然、それ以下で貸付け、譲渡の場合があると想定されますけども、さらに減額する場合の、それを決める期間、もしくは決める人について、あるいは組織についてどのようにお考えであるのかということと、もう一点、減額譲渡までの流れについて、11月6日の全員協議会で説明を頂きましたが、普通財産を入札にかけ、

応札がなかった場合、随時募集を行って、おおむね1年間たった時点で2分の1を上限として譲渡をするという説明でございましたけども、このたびの条例案については、そのインターバルと申しますか、期限について条文に明記されておりません。それらについては、今後、規則をつくって、その中で運用されるということで理解をしていいのかお伺いしたいと思います。

議案第115号についてですが、甲奴中学校の寄宿舎について、これを廃止するという事なんですけども、令和2年度から4年度まで、新型コロナウイルスの感染症拡大のために利用がなかったとあるんですが、この期間、本来ならこの寄宿舎に入る対象の該当者がいたんですけども、コロナのために利用がなかったのか、コロナと利用との関係についてよく理解できないんですけども、これはどのように解釈すればいいのか。

また、廃止した後、寄宿舎に本来なら入るべき生徒がおられる予測があるのかどうか。今後、本来なら寄宿舎に入る生徒がいるんですけども、老朽化とか、いろいろ種々理由があって廃止される。じゃ、該当者がおれば、今後の通学についてはどのようにお考えになっておられるのかお伺いしたいと思います。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田総務部長。

○総務部長(桑田秀剛君) 議案第106号、遊休財産の利活用促進条例についてお答えいたします。

2分の1を上限としておりますけれども、原則的には2分の1という形にさせていただこうと考えておりますが、「以内」とありますのは、2分の1で募集をかけた際に、複数の方から手が挙がった場合は、そこでまた入札となりますので、実質的には2分の1よりも高い額で買われるケースもございますので、そういった場合は2分の1以下の減額となるものでございます。

それから、選定等につきましては、選定に係る審査委員会を設けまして、内部組織ではございますけれども、こちらでどの土地、施設を対象とするか、それから、その事業者が減額で譲渡してもよいかといったところは審査をするように考えております。

それから、通常の10割の金額で応札がなかった後のおおむね1年につきましては、この辺りは規則で運用をさせていただくとともに、先ほどの委員会のところでおおむねとございますけれども、ある程度期間が近い施設をまとめてとなりますので、ぴったり1年ということではなく、おおむねの範囲内でまとめて2分の1で公募をかけると、そういった流れで考えております。

(教育次長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇次長。

○教育次長(宮脇有子君) 議案第115号の甲奴の寮でございますけれども、令和2年から令和4年度までの3年間は、コロナが蔓延したということで、生徒の安全・安心を最優先するという事で、集団生活でもございますので、学校の判断によりまして寮のほうは閉寮しておりました。その間、保護者会からの要望を受けて、代替のタクシーを運行しておりました。

廃止した後でございますけれども、この寮は、本来、入寮については、甲奴町の太郎丸、抜

湯、有田、宇賀の品に居住する生徒と、通学距離が片道6キロ以上の生徒で教育委員会が特別の理由により通学困難と認める生徒というふうに2種類ございます。地域が限定されている生徒は今年度で卒業ということになります。その他、通学距離が片道6キロ以上ある生徒は何人かずつ残っていきますけれども、基本的には自転車通学のほうをしていただいて、遠距離通学者補助金での対応とさせていただきます。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新家議員。

○23番(新家良和君) 公共施設の減額売却等について、おおむね1年については規則で記載されるということで理解しましたけども、再応募されるときには、まず2分の1で再応募されるということで理解してよろしいんですか。2分の1よりたくさん減額してするのではなくて、2分の1で再公募されて、そこで入札がかかって、それよりも高く売れることを期待する。だから、むしろさらに減額するというよりも、再公募で応募があれば再入札にかかるので高くなるであろうということの期待感がある。さらに、それでもし再公募がなかった場合はどうされるんですか。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

○総務部長(桑田秀剛君) 減額につきましては、原則2分の1で出ささせていただいて、それより入札で高く買っていただければありがたいと思っておりますし、2分の1で公募した場合でありますも、この省令の条件に合わない代わりに、100%の金額で購入したいという場合がありますら、そちらを優先して100%の額で譲渡させていただきたいと考えております。それから、2分の1で公募しまして、それでもなお応募がなかった場合につきましては、随時募集という形で、2分の1で買われるか、もしくは条件なしで100%で買われるかというところを随時募集して、早く手を挙げていただいた方に譲渡するという流れになろうかと考えております。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

○3番(増田誠宏君) では、議案第109号の行政組織の変更についてお伺いします。

支所というのは窓口業務。窓口業務は減少しているというような御説明があったと思うんですが、窓口業務でなく、様々な多種多様な地域課題への対応というのもされていると思うんですが、本市として支所管内においての地域課題というのは、ある意味、体制の縮小に近いような状態ではないかと思うんですけど、支所管内の地域課題というのは同時に減少していると捉えているのか、その辺りをお聞かせください。

もう一点、2点目として、支所長が今度課長級になられるということなんですが、その決裁権限、今、部長級の支所長と支所次長がいらっしゃるんですが、支所次長が廃止される中で、決裁の在り方とか、その辺はどのようなになっているのか。

2点ほどお伺いします。

○議長（山村恵美子君） 笹岡部長。

○経営企画部長（笹岡潔史君） 支所の課題についてですが、合併から20年を経過する中で、この間、旧支所管内においても、支所の耐震化とか複合化等の大きな事業については一定の進展があったものと考えております。そういった面では、地域の課題はおおむね解決、そういう面の課題については解決しているものと考えております。

それから、決裁のほうですが、現在も支所の業務について。ほとんどの部分は次長のほうで決裁は完結する業務がほとんどでございますので、大きな変更はないものと考えております。

（3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

○3番（増田誠宏君） 後のほうの決裁についてですが、次長で対応していける、部長が不在、支所部長、部長がいらっしゃらないのでできないとかいうことはないというのは理解しました。

最初のほうの地域課題についてですが、確かに耐震化とかは進んでいるというのは理解しますが、庁舎の対応とかいうのはもちろん対応いただいとるんだと思うんですけど、地域全体の課題というのは本当に解決できているのか。ある意味、支所長が課長級になるということで、体制の縮小という中で、この体制においても今後引き続いて安定的に地域課題を全体的に対応というのは支所管内においてできていくのか。その辺り、もう一度お伺いします。

（経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 笹岡部長。

○経営企画部長（笹岡潔史君） 今の耐震化等の大きな課題を除いて、通常の支所の在り方といたしまして、地域の皆さんからの相談の場所とか、そういうところで支所が頼りにされているということは重々承知しております。そういった面で、支所については現在の配置が変わりませんので、そういう面で、引き続き同じような住民サービスを提供していくものというふうと考えております。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

○1番（伊藤芳則君） 私も議案第109号について1つだけ質問させてください。

「市民サービスの向上につなげていくため」という文言があるわけですが、部長さんがいなくなって、課長さん対応ということになって、本当にそれでいいのかというのはちょっと疑問はあるんですけども、自治連合会との関係だとか、あと、市民の皆さんとの関係、そこら辺が大変おろそかになってくるんじゃないかというふうに思うし、上に上がってくるのがどうなのかというのが、ワンランク間に入られるわけですから、その辺を市民の皆さん、また自治連合会の皆さんとの協議とかいうのはなされておられるのかお聞きします。

（経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 笹岡部長。

○経営企画部長（笹岡潔史君） 今回の組織変更の見直しですが、職員の職務・職責や業務の遂行状況等を考慮して組織体制を見直そうとするものでありまして、これまでの行政組織の変更時と同様に、市議会のほうへ説明をさせていただいて、本日、関連条例の改正案を御提案させていただいているものです。市民の皆さんへの周知につきましては、議案を御議決いただいた後にまた周知のほうをしていく考えです。

自治組織との関係については、今後も支所は地域の皆さんの生活に密着した行政サービスの提供でありますとかまちづくりサポートの拠点としての機能を果たしていきますので、今後も変更はないものと考えております。

○議長（山村恵美子君） 今、伊藤議員は、住民自治組織との協議はなされていますかということについては。

（経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 笹岡部長。

○経営企画部長（笹岡潔史君） 住民自治組織とこの件について直接お話しをした者はございません。してはいません。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第106号から議案第109号までの議案4件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第110号から議案第115号の議案6件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第116号の議案1件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第117号 指定管理者の指定について

議案第118号 工事請負契約の一部変更について

議案第119号 財産の無償譲渡及び無償貸付について

議案第120号 工事請負契約の締結について

議案第121号 工事請負契約の締結について

○議長（山村恵美子君） 日程第5、議案第117号指定管理者の指定についてから議案第121号工事請負契約の締結についてまでの議案5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第117号から議案第121号までの議案5件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第117号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、新たに指定管理を開始する施設及び指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了する施設について、指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第118号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、上志和地排水機場ポンプ設備分解整備及び電気設備更新工事において、株式会社山産広島支店と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を2億3,320万円から2億6,141万7,200円に変更しようとするものであります。

次に、議案第119号財産の無償譲渡及び無償貸付について御説明申し上げます。

本案は、市有財産であるグループホームかわち及びかわち小規模多機能施設の建物を指定管理者である一般社団法人NSライフに無償譲渡すること及び敷地を同法人に無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第120号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、三次市立三次小学校改築工事 機械設備工事につきまして、一般競争入札を令和5年11月2日に執行いたしました。1社による入札の結果、3億1,680万円で備北設備工業株式会社が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第121号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、三次市立三次小学校改築工事 電気設備工事につきまして、一般競争入札を令和5年11月2日に執行いたしました。1社による入札の結果、2億3,650万円で三次電工株式会社が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 議案第119号で財産の無償譲渡と貸付けについてでございますが、無償貸付け期間は20年か事業が終了する日まで、早い日ということになっておりますけれども、20年の土地の貸付けが終了したり、事業終了したりした場合に、建物は譲渡していることは、20年が再契約ということになるということもあるかと思っておりますけれども、施設が老朽化して解体ということがあろうと思っております。その場合に、無償譲渡先の法人において解体されるということは契約の中に明記しておくのかどうか。やはり施設については譲渡しているわけですから、そ

こらを明記するということが必要であろうと思うんですが、どのようにされているのかということをお伺いしたいのと、先ほどの工事請負契約、11月2日というふうに聞かせていただきました。今日が12月1日でございます。今、仮契約されているんだらうというふうに思いますけれども、契約しないと、事業の発注、いろんなことが手続できにくいんじゃないかというふうに思うんですが、従来、三和町時代には、契約したら5日以内に議会を開いて契約するというようなことをやっておりましたけれども、そこらのところが期間が長過ぎるというような気がいたすわけでございます。工事の進捗状況ということを考えれば、契約、入札したら、落札した時点ですぐに間を置かず議会議を開いて、臨時会でも開いて契約されるべきであろうと、議会の承認を得るべきであろうというふうに考えるわけですが、その点はいかがお考えなのかお伺いしたいというふうに思います。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花福祉保健部長。

○福祉保健部長(立花周治君) 議案第119号、グループホームかわち、それから小規模多機能施設の無償譲渡、無償貸付けについての御質問です。

20年後、解体するということになった場合には、当然、無償譲渡した相手先の費用で買いたいところを契約に盛り込むということで今考えております。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

○総務部長(桑田秀剛君) 工事請負契約の締結につきまして、工事の内容によりましては、おっしゃいますとおり、すぐに取りついでいただく必要がある場合、こういった場合は即決をお願いしておいたケースもございますけれども、この小学校の工事につきましては、本体工事のほうが先に取りつきますので、通常の日程において契約とさせていただきますも支障がないものと思ってこのような形を取らせていただいておりますが、工事によっては、おっしゃいますように、即決をお願いする場合もございます。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第117号及び議案第118号の議案2件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第119号から議案第121号までの議案3件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第122号 令和5年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案)

議案第123号 令和5年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第124号 令和5年度三次市診療所特別会計補正予算(第1号)(案)

議案第125号 令和5年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第126号 令和5年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）

議案第127号 令和5年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第6、議案第122号令和5年度三次市一般会計補正予算（第5号）

（案）から議案第127号令和5年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）までの議案6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第122号から議案第127号までの議案6件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第122号令和5年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億581万7,000円を追加し、補正後の総額を403億3,413万9,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、職員の異動等に伴う職員人件費126万円を追加するなど、合わせて251万円を追加。

総務費は、職員の異動等に伴う職員人件費5,481万1,000円を減額するものの、指定管理施設電気料金高騰対策支援補助金6,000万円を追加するなど、合わせて3,509万5,000円を追加。

民生費は、地域介護・福祉空間整備等補助金2,933万2,000円を減額するものの、生活保護扶助経費4,900万3,000円を追加するなど、合わせて3,964万3,000円を追加。

衛生費は、小型浄化槽設置整備事業補助金543万2,000円を追加するなど、合わせて2,311万7,000円を追加。

農林水産業費は、担い手育成・強化事業補助金1,473万1,000円を追加するなど、合わせて3,039万4,000円を追加。

商工費は、工場等設置奨励金600万円を追加するなど、合わせて1,582万7,000円を追加。

土木費は、職員の異動等に伴う職員人件費833万円を追加するなど、合わせて894万4,000円を追加。

教育費は、教科書採択替えに伴う小学校教師用指導書購入費5,000万円を追加するなど、合わせて1億778万7,000円を追加。

災害復旧費は、令和5年度の災害復旧事業4,250万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税2億1,668万7,000円を追加。

分担金及び負担金は、現年災害農業施設復旧費分担金631万7,000円を追加するなど、合わせ

て798万7,000円を追加。

国庫支出金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金2,933万2,000円を減額するもの、生活保護等対策費負担金3,675万2,000円を追加するなど、合わせて1,709万1,000円を追加。

県支出金は、現年災害農業施設復旧費補助金2,346万5,000円を追加するなど、合わせて3,694万6,000円を追加。

寄附金は、教育総務費寄附金148万8,000円を追加。

繰入金は、過疎地域持続的発展基金繰入金1,215万1,000円を追加するなど、合わせて1,491万8,000円を追加。

市債は、現年災害農業施設復旧事業債560万円を追加するなど、合わせて1,070万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおり、市制施行20周年記念事業ほか17件について追加しようとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、第3表のとおり、下荒瀬最終処分場施設運転管理委託業務について追加、文書等配送委託業務ほか5件について限度額を変更しようとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、第4表のとおり、浄化槽設置整備事業ほか3件について借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第123号令和5年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ713万円を追加し、補正後の総額を54億6,003万6,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、特別交付金等の精算による返還金を追加しようとするものであります。

次に、議案第124号令和5年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ64万6,000円を減額し、補正後の総額を2億9,887万7,000円にしようとするものであります。

その内容は、職員及び会計年度任用職員に係る人件費を減額しようとするものであります。

次に、議案第125号令和5年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,148万8,000円を追加し、補正後の総額を72億8,468万2,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、職員及び会計年度任用職員に係る人件費を追加するとともに、制度改正に伴うシステム改修業務委託料を追加しようとするものであります。

次に、議案第126号令和5年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、資本的収入及び支出及び債務負担行為であります。

第2条業務の予定量につきましては、建設改良計画の施設整備事業について1億3,372万9,000円を減額し、6,158万円に改めようとするものであります。

第3条資本的収入及び支出につきましては、資本的支出の補正では、建設改良費1億3,372万9,000円を減額し、資本的支出の総額を16億2,382万6,000円にしようとするものであります。

第4条債務負担行為につきましては、新病院基本設計業務及びコンストラクションマネジメント業務について追加しようとするものであります。

最後に、議案第127号令和5年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出についての補正であります。

第2条収益的収入及び支出につきましては、収益的支出の補正では、営業費用280万円を減額し、営業外費用を同額追加しようとするものであります。これによる収益的支出の総額に変更はありません。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案122号から議案第127号までの議案6件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第122号から議案第127号までの議案6件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第128号 令和5年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第7、議案第128号令和5年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第128号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第128号令和5年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）について御説明申し上げ

ます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億653万9,000円を追加し、補正後の総額を407億4,067万8,000円にしようとするものであります。

本補正は、国の物価高騰対策における低所得世帯支援に関連する補正であります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業4億653万9,000円を追加しようとするものであります。

本事業は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面している低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり7万円の給付を行おうとするものであります。対象については、基準日を令和5年12月1日とし、令和5年度分の住民税非課税世帯約5,700世帯を見込んでいます。給付については、システム改修及び対象者への通知等を行い、順次給付を開始する予定であり、御可決後、速やかに事務を進めようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億653万9,000円を追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 今回、非課税世帯に7万円支給ということでございますけども、今年度3万円ほど非課税世帯へ給付されております。システム改修というのが275万円組んでございますけども、そのときとどのようにシステムを改修されていくのかということをお伺いしたいというふうに思います。

（福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 立花部長。

○福祉保健部長（立花周治君） 御質問がシステムの改修内容であったかと思いますが、基本的にはほとんどの対象者が同じ方への支給になります。住民移動が若干ございます。それから、基準日がちょっと違ってきますので、そこら辺をシステム改修に伴うところのものになると思います。

それから、特に大きな改修とはなりません。軽微な改修ですので、システム改修委託料につきましてはここまではかからないかと思うんですが、余裕を見てこの予算を組んだところでございます。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございますか。

(1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 伊藤議員。

○1番(伊藤芳則君) ちょっと聞かせてください。令和5年度の3万円の分だけでも見ても5,782世帯ですけれども、支払件数というのが5,354と、92.6%ということは、給付を受けてない方がいらっしゃるということなんですけれども、この受けられていない方の理由とかあるんですか。本人が知らなかったとか、そういうことも含めてあるんじゃないかと思うんです。そのところをきちっと皆さんに渡るように手配していただきたいと思いますが、どうでしょう。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

○福祉保健部長(立花周治君) この通知と実際の支払件数、送付件数と支払件数の差でございますけれども、通知につきましては、この事業の対象になるであろう方へ全て送付をさせていただいております。直接市で把握できる住所のほうへ送付をさせていただいておりますが、例えば課税者の扶養になっている方につきましては市のほうでも把握ができませんので、そういったところの方が若干申請に至っていないというところがあります。

それから、僅かでありまますけれども、現在、住民票に記載の住所でないところへお住まいの方も若干ございました。そういった方については直接届いてないという場合もありますが、市で把握できる住所へこちらでも通知をしております。問合せがあった場合には、郵便局のほうへ転送を届けていただいたり、小まめに郵便物を確認していただくようにお伝えしているところでございます。そういった差がちょっとございます。

以上です。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 今回の補正で7万円の支給ということですが、国として今月中に配布というような方針でしたが、職員の事務量が增大になるということで、この前も岸田首相が答弁していましたが、迷惑をかけないようにしとると言っておりましたが、具体的にはどういうことで事務量の増を緩和するようなことの指示があつて、今どうされているのかお尋ねをしたいと思います。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

○福祉保健部長(立花周治君) 確かにこの給付金を給付する事務につきましては、事務量がそれだけ本来よりは余計にかかっているというところでございます。例えば、今、昨日あたりから新聞報道もされていますけれども、オンラインによる申請等によって事務量等、申請の手間であるとか、それから、こちらの事務であるとかいうところを少し軽減していくというような国の方針も出ております。具体的にはまだ私どものところへはその内容は届いておりませんが、そういったところを研究しながら、今後、事務量の軽減等については考えていきたいというふ

うに考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 国からまだ来とらんならしょうがないんですが、ただ、この前の国会答弁では、もう通達しとると、迷惑をかけないということの答弁だったので、三次市はその対応が進んでいるのかと思いましたが、何にしろ、国の突然の補正ですので、職員の事務量が増えないようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

(福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 立花部長。

○福祉保健部長(立花周治君) これまでの臨時給付金につきましては、国も予算が決定するまでは、その内容について、詳しい詳細については市町のほうへは下ろしてこなかったわけですが、このたびは前もって少しずつ情報を頂いております。おかげでこちらも大分準備のほうは、水面下ではありますが、進めておるところでございます。できるだけ早い支給、給付につなげるよう努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長(山村恵美子君) そのほか。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新家議員。

○23番(新家良和君) 先ほども質問の中に出てきましたけども、システム改修費の委託が約270万円ありますよね。今年度も既に3万円の給付が非課税世帯にあって、なおかつ今回の7万円の給付で、システムの改修が要ることについてこれだけ金額がかかるというのがどうしても私自身には理解できないんですけども、例えば数十万円程度の、50万円以下ぐらいの改修費でやりますよというんなら分かるんですけども、そのたびに数百万円の、今回も270万円、そこまではいかないだろうという答弁でしたけども、数百万円単位でシステム改修費がかかるということは、こういう給付を行うたびにシステム改修費がかかっていますよね。これに対して行政サイドとしてどのように受け止めておられるのかということをお伺いしたいのと、それから、非課税世帯に給付されるということについて何も否定するものじゃございません。確かに生活困窮者に対して国からの支援を受けて給付するということは反対はしませんけども、市民の方から多く聞く声の中に、例えば課税対象者でも比較的収入が少ない方においては、「なぜ非課税世帯だけ給付するのか。私にも給付してほしい」という声をよく聞きます。ただ、ばらまきが決していいとは思いませんよ。ただ、そういう声がよく伝わってくることは事実なんです。そういった声が行政サイドにも入っているのかどうか。もし入っているのであれば、どのように受け止めておられるのかお伺いいたします。

(情報政策監 東山裕徳君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 東山情報政策監。

○情報政策監（東山裕徳君） システム改修で似たような内容のときに高額な費用がかかるということで、今回の件、後ほど私も確認させていただこうとは思いますが、こういった制度を対応するときに、短期間でということが結構ネックになる場合があると思います。システム改修はある程度人件費がかかるんですけども、それを全国の自治体が一斉に同様の対応をするとなると、見積りが高くなるということはあるんですけども、内容のほうは精査しまして、ITコーディネータ協同組合と委託契約を結んでいまして見積りの精査等を行っていただいておりますので、その中で検証していきたいと考えております。

また、情報政策課のほうも内容のほうの打合せ等に入らせていただいて、見積りが適正かどうかということを確認していきたいと考えております。ただ、突発的に発生した場合、やはり事業者のほうも手が回らなくなって経費のほうが高くなるという傾向があるということはお話しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

（福祉保健部長 立花周治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 立花部長。

○福祉保健部長（立花周治君） 2つ目の御質問ですが、非課税世帯以外の方もお困りの方がいらっしゃるのではないかと、そういった声が届いていないかというところですが、電話等で、それから窓口等でそういった御意見は頂いております。私どもも真摯に受け止めて、対応が必要であろうというふうにも考えておりますが、令和4年に均等割世帯に給付金、市独自としてこれは均等割のみがかかっている世帯に支給をしております。こういったところを検討しながら、いずれにしても財源が必要となりますので、そこも一緒に勘案して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第128号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第128号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより議案第128号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第128号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第128号令和5年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）は原案のとおり可決されました。

ただいま可決成立いたしました議案第128号につきましては、先に予算決算常任委員会に付託となりました議案第122号に先立って成立したものであります。ついては、会議規則第43条に基づき、議長により所要の計数整理を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第128号について、議長により所要の計数整理を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第11号 パレスチナ・ガザ地区情勢を憂慮し即時停戦と人道支援を求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第8、発議第11号パレスチナ・ガザ地区情勢を憂慮し即時停戦と人道支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中原議員。

〔6番 中原秀樹君 登壇〕

○6番（中原秀樹君） ただいま御上程になりました発議第11号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、小田伸次議員、宍戸 稔議員、齊木 亨議員、横光春市議員、藤井憲一郎議員、徳岡真紀議員と私、中原秀樹でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第11号

パレスチナ・ガザ地区情勢を憂慮し即時停戦と人道支援を求める意見書（案）

10月7日、ハマス等武装勢力がガザ地区からイスラエルに向けて多数のロケット弾を発射し、イスラエル領内に越境攻撃を行い、多数の死傷者が発生し、罪のない一般市民に多大な被害が発生した。さらに、一般市民を含む多数の方々がハマス等武装勢力により誘拐され、いまだ多くの人質が解放されないまま、「人間の盾」や交渉の道具として利用されている。こうしたハマス等武装勢力によるイスラエル文民への攻撃は、国際人道法等の国際法違反である。

イスラエルは、これらの攻撃に対して、ガザ地区への空爆、地上侵攻や電力、燃料、物資等の封鎖で対応している。これらの対応の結果、深刻な人道危機が発生している。

グテーレス国連事務総長は、安全保障理事会で、「100万人以上の人々に対して避難所も

食料も水も医薬品も燃料もない（ガザ）南部に避難するよう命じ、その上で南部を爆撃し続ける」ことは、民間人の保護に反すると非難し、「ガザで見られる明白な国際人道法違反を深く憂慮している」と発言した。そして「武力紛争のいかなる当事者も、国際人道法を超越するものではない」と述べている。

国連緊急特別総会は、10月27日に「人道的休戦」を求める決議を賛成121カ国で採択した。日本政府は、国連緊急特別総会で採択された決議に棄権し、東京で行われたG7外相会合の外相声明では「人道的休止」を求めたが、本格的な人道的停戦を求めるものではなく、現在の人道状況の改善には不十分である。

「人道的休戦」を求める多くの国の声やガザ情勢が悪化していることを踏まえると、速やかに人道回廊を通じた人道支援を可能にすることや、停戦に向けた交渉が必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、第一に、ハマス等武装勢力に対し、文民への攻撃や誘拐を非難し、人質の解放を求め、イスラエルに対しては、十分な人道回廊の確保を求めること。

第二に、すべての紛争当事者に対し、国際人道法を始めとする国際法の順守を求め、国際法違反の行動は直ちに停止するよう求めること。

第三に、イスラエルや中東諸国との日本独自の関係を活かして、停戦及び人道支援の実施に向けて、国際社会やG7での議論や動きをリードするよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）12月1日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより発議第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

ここで、今期定例会に関して御案内をさせていただきます。

来週4日月曜日から6日水曜日までの3日間、15人の議員が一般質問を行います。この一般質問を行う3日間につきましては、議事の関係上、会議の開始を9時30分としたいと思います

ので、傍聴を御希望される方、また御視聴されます皆様、どうか御注意いただきますようお願い申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時54分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月1日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 藤井 憲一郎

会議録署名議員 弓掛 元